

平成 29 年 第 8 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 8 月 4 日 (金) 午後 2 時 00 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第 1 議事録署名委員の指名		
	日程第 2 議案事項		
	議案第 1 号 非農地証明願いについて		
	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(新規) の決定について		
	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について		
	議案第 4 号 農地法 3 条の規定による許可申請書の審議について		
	議案第 5 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について		
	1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届		
	2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届		
	報告第 1 号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について		
	日程第 3 その他		
出席委員	7 名	番号は議席番号	
	1 番	齊藤 孝一	2 番 佐藤 進蔵
	3 番	園田 喜久男	4 番 恒松 直之
	5 番	星野 賢一	6 番 久保 賢一

7番 浜川 和久

出席職員 事務局長 宮森久住 補佐 吉田悠子 主任 吉岡千紘

午後2時00分 開会

局長 それでは、只今より平成29年第8回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、委員定数7名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここで、お願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をし、いただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長、お願いいたします。

会長 昨年の4月に農業委員会法が改正され、先月20日に任期後初の臨時総会が開催されましたが、今回が、新体制となって最初の総会となります。

本日は、農地利用最適化推進委員の委嘱式が執り行われ、引き続き推進委員の皆様にご出席いただいております。

私事で大変恐縮ですが、臨時総会において、農業委員の皆様にご指名を賜り、会長職を再任いたすこととなりました。

改めまして皆様にお礼を申し上げます。

さて、総会終了後には、大分県東部振興局・事務局による研修、推進委員の皆様にご連絡事項の説明、そして合同懇親会を18時より予定いたしております。

本日、初めて顔を合わせる方もおられますので、ここで氏名、年齢等の簡単な自己紹介をお願いいたします。

それでは、まず私から、恒松直之、69歳、亀川野田の出身です。

次に、議席番号の1番から順番にお願いし、引き続き推進委員の皆様にご

己紹介をお願いいたします。

齊藤委員 議席番号 1 番、齊藤孝一東山出身です。年齢は 61 歳です。よろしく
お願いいたします。

佐藤委員 議席番号 2 番、佐藤進蔵です。堀田出身です。よろしく
お願いいたします。

園田委員 議席番号 3 番、園田喜久男 64 歳です。棚田百選の内成出身です。よろ
しく
お願いいたします。

星野委員 議席番号 5 番、星野賢一 64 歳です。竹の内に住んでいますが、古賀原で
かぼす栽培をしています。よろしく
お願いいたします。

久保委員 議席番号 6 番、久保賢一 67 歳です。天間地区出身です。よろしく
お
願
い
た
し
ま
す。

浜川委員 議席番号 7 番、浜川和久です。年齢 65 歳です。農業のことは分かりませ
んの
で、皆さん色々教えて下さい。よろしく
お
願
い
い
た
し
ま
す。

会 長 農地利用最適化推進委員の方お願いします。

彌田委員 中部地区の彌田和好、58 歳です。

伊藤委員 亀川地区の伊藤繁幸、67 歳です。

原 委員 朝日地区の原年江です。

大野秀雄委員 東山 1 区の大野秀雄、62 歳です。

大野泰徳委員 東山 2 区の大野泰徳、69 歳です。

安部委員 浜脇地区の安部憲次、70 歳です

神尊委員 内成地区の神尊檜英、70 歳です。

会 長 ありがとうございます。

本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただ
き
ま
す
の
で、何卒よろしく
お
願
い
い
た
し
ま
す。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方
か
ら
指
名
い
た
し
た
い
と
思
い
ま
す
が、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

議長 ご異議がないようでありますので、1番齊藤委員、3番園田委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「非農地証明願いについて」が1件、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」が1件、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が1件、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」が1件、議案第5号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が2件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が1件でございます。

最後に、報告第1号として、「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が4件でございます。

それから、その他となっております。

それでは、議案第1号「非農地証明願いについて」事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

議案第1号は、非農地証明願いについてです。

それでは、申請番号1番より説明いたします。

申請番号1

申請人の住所・氏名 大分市大字羽屋 番地

区分、市街化調整区域、

申請の土地、大字内成字コカノ原 番 原野（荒廃地） m²

場所は、古賀原 組 から南西に面した場所です。

申請地の状況、荒廃地です。

理由は、平成10年9月10日に非農地証明を受け、その後農地として使用していない。現況は20年以上荒地である。

会長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号について、何かご意見はございませんか。

各委員 異議なし

議長 それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 ほかにご異議もないようですので、議案第1号「非農地証明願いについて」は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定についてです。

それでは、申請番号1番より説明いたします。

申請番号1 利用権を設定するもの 別府市天間 組

利用権を受けるもの 別府市天間 組 です。

利用権を設定する土地は、農用地区域、大字天間字前田 番 田（田）
m² 場所は、天間です。

利用権の種類は、賃借権、利用方法は、水稻での利用です。

期間は、2017年8月4日から2020年8月3日までの3年間です。

賃貸料はありません。

利用権を設定する理由として、利用権を受けるものはずっと農業に携わっていないので、耕作困難なため。利用権を受けるものは、利用権を受けることにより、経営規模を拡大し、農業経営の安定を図りたい。というものです。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号について、何かご意見はございませんか。

委員 意見なし

議長 それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議長 別にご異議もないようですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議についてです。

番号1番 申請人の住所・氏名

譲渡人 神奈川県川崎市多摩区宿河原 丁目 番号 職業、無職

譲受人 別府市大字北石垣 番地 、職業 自営業

土地の区分は、市街化調整区域、

届出の土地は、大字野田字赤湯 番 田（山林） m²

場所は、 の北西に3mの場所です。

施設の概要は、山林用地として松・杉の植林 m²です。

転用の時期は、許可あり次第です。

申請の理由は、譲渡人 夫も他界し、土地を引継ぐ子供もおらず、自身も高齢のため、農地の維持管理ができなくなりつつあるため、売却したい。

譲受人 譲渡人からの相談を受け、買受後、松・杉を植え山林にしたい。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第3号について、何かご意見はございませんか。

委員 意見なし

議長 それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 別にご異議もないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」は、承認することに決定いたしました。
次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。
番号1番 申請人の住所・氏名
譲渡人 別府市天間 組 、農業
譲受人 別府市天間 組 、農業
土地の区分は、農用地区域
届出の土地は、大字天間字堀切 番 田(田) m² 外5筆
譲受人の自作面積、1.626ha、(田1.5ha、畑0.126ha)世帯構成2人
場所は、天間地区です。
申請の事由は譲渡人 現管理が困難なため。
譲受人 近くに自身が耕作する土地があるため耕作に利便があり、農業経営の規模を拡大したい。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第4号について、何かご意見はございませんか。

委員 意見なし

議長 別にご異議もないようですので、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」は、承認することに決定いたしました。
次に、議案第5号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」、2の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。
議案第2号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。
1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。
番号1番 申請人、別府市平田町 番 号 団体職員

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、平田町 番、田（雑種地） m²

場所は通称、 から南西へ 80m 附近です。

施設の概要は、駐車場用地としてカーポートの設置砂利敷き 156m、

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 6 月 28 日

番号 2 番 申請人、別府市大字鶴見 番地 自営業

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字鶴見原 番、原野（畑） m²

場所は通称、扇山 組、 前になります。

施設の概要は、自己住宅用地として 21.66m、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は平成 29 年 7 月 18 日

続きまして、2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 大分市徳島一丁目 番地 (株)(代) 、不動産業

譲受人 別府市新別府 組 サービス業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字荒巻 番 田（雑種地） m² 合計 m²

場所は通称、朝日ヶ丘 組、 の東側になります。

施設の概要は、住宅用地として延べ面積は未定

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 7 月 18 日

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局 　　報告第 1 号は、開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告についてです。

申請番号 1 番

申請人、大分市中春日町 番 号 (株) (代)

申請の土地は、別府市大字鶴見字山王 番 m²

場所は通称火売 8 組 の南東側です。

用途区分は、市街化区域 第 1 種中高層住宅専用地域

開発目的は、宅地分譲用地 20 区画、

事務局の所見は、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるため、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処して下さい。

申請番号 2 番

申請人、別府市大字鶴見 番 (株) (代)

申請の土地は、別府市大字鶴見字鶴見 番 合計 m²

場所は通称火売 8 組 の北側です。

用途区分は、市街化区域

開発目的は、バイナリー発電所

事務局の所見といたしましては、周辺に農地がある場合には、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処して下さい。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得て下さい。

申請番号 3 番

申請人、東京都千代田区神田練堀町 番地 (株) (代)

申請の土地は、別府市大字鉄輪字弓田 番 外 138 筆 合計 m²

用途区分は、市街化区域

開発目的は、宿泊施設ならびにその付属施設

事務局の所見といたしましては、申請地は農地ではないが、周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処して下さい。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得て下さい。

申請番号 4 番

申請人、大分市大字宮崎 番 (株)大分支店 支店長

申請の土地は、別府市石垣西 10 丁目 番 外 2 筆 合計 m²

土地の区分は、市街化区域 近隣商業区域 第 1 種住居専用地域

開発目的は、宅地分譲用地 7 区画

事務局の所見といたしましては、申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地があるので、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処して下さい。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

議 長 　　以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後 3 時 20 分閉会 　　上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 　　_____ 会 長 _____

署名委員 　　_____ 1 番 委 員 _____

署名委員 　　_____ 3 番 委 員 _____

